

平成30年9月10日

▼タイトル

平成30年住宅・土地統計調査の調査資料の紛失について

平成30年住宅・土地統計調査において、統計調査員が調査資料を紛失したことが判明しました。その概要は次のとおりです。

1. 事案の概要

- (1) 日 時 平成30年9月2日（日）午前中
- (2) 場 所 滋賀県高島市
- (3) 紛失書類 調査資料（調査区要図） 1枚

※調査区要図はA4版1枚で、調査区地図に建物が記載されています。
個人情報記載はありません。

2. 経緯

(1) 9月2日（日）

統計調査員が担当する調査区において、現地踏査による建物状況の確認とチラシ配布をおこない、自家用車のところで調査用品の確認をしていたところ、参考資料の調査区要図（1枚）がないことに気付いた。調査員は資料が紛れ込んでいないか用品確認をしたが、参考資料の調査区要図は出てこなかった。

このため、調査対象区域を再訪問し、チラシ配布時に紛れていないか確認したが紛れていなかった。

統計調査員は9月2日（日）12時50分に高島市役所の担当職員に連絡し、担当する調査区において市職員に対し状況説明をおこなった。説明後、市職員と統計調査員で午前中に回った調査区範囲においてくまなく探したが見つからなかった。

(2) 9月3日（月）

高島市から県統計課に対して調査票紛失の報告をおこなう。

(3) 9月6日（木）

県統計課からの指示を受け、統計調査員本人から警察に紛失届を提出した。

3. 今後の対応など

市では、統計調査を実施するにあたり、調査書類などの管理について厳正におこなう

よう注意喚起を図り、また調査期間中においても改めて書面により注意喚起をおこなってまいりましたが、再度調査員一人ひとりに調査書類の管理について厳正を期すよう周知徹底してまいります。

4. 住宅・土地統計調査とは

住宅・土地統計調査は、平成30年10月1日を調査期日として、住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況、その他住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、現状と推移を明らかにすることを目的とした国の基幹統計調査です。

高島市では54人の統計調査員（非常勤の特別職の公務員）が滋賀県知事より任命されており、市の指導のもとで調査に従事しています。

任命期間については、平成30年8月27日～平成30年10月26日。

▼問い合わせ先

- 所 属：政策部情報統計課 土居
- 電話番号：0740（25）8527
- ファックス：0740（25）8156
- Mail : jouhou@city.takashima.lg.jp